CNIPA、専利審査指南を改訂、新技術の審査要件や進歩性評価指針などを明確化

2025 年 12 月 22 日
JETRO 香港事務所

2025 年 12 月 4 日、国家知識産権局（CNIPA）は「**特許審査ガイドライン**」（専利審査指南）の改訂についての解説記事を公表した[1]。改訂版は 2025 年 11 月に公布され、施行予定は 2026 年 1 月 1 日である[2]。

今回の改訂には、AI やビットストリーム、遺伝子組換え動植物などの新技術に対応する審査指針や、課題解決に貢献しない技術的特徴の進歩性（創造性）評価指針の明確化に加え、同時二重出願や配列表など以下の 7 項目が含まれている。

1．AI 関連出願の審査基準の改訂

「人工知能、ビッグデータなどに係るアルゴリズムの特徴」を含む出願は、従前の「アルゴリズムの特徴」を含む出願と同様の審査関連規定が適用されることが明文化された。

公序良俗に反する内容（個人情報の無断収集、差別や偏見に基づくアルゴリズムなど）を含む出願は特許不可とされ、公序良俗に反するかは明細書の記載内容も参酌して判断することとされた。

人工知能モデルの構築・トレーニングに係る出願では、発明の実施に必要なモジュールや接続関係、トレーニングに必要な具体的手順、パラメータなどを明細書に明瞭に記載することが必要とされた。解説記事では、これは技術のブラックボックス化を防ぎ、人工知能技術の普及と革新を促進するための要件と説明されている。

2．ビットストリームに関する審査基準の新設

メディア技術の急拡大に対応し、ストリーミング技術で生じるビットストリームの審査基準が新設された。具体的には、単なる「ビットストリーム」は特許権の保護対象ではなく、「ビットストリームを生成する符号化方法」や「プロセッサによ

---

1 ［原文］https://www.cnipa.gov.cn/art/2025/12/4/art_66_202935.html
2 ［原文］https://www.cnipa.gov.cn/art/2025/11/13/art_74_202560.html
［日本語仮訳］https://www.jetro.go.jp/world/asia/cn/ip/law/section.html

り実行されると特定の符号化方法でビットストリームを生成する記憶媒体」などが保護対象であるとされた。

３、遺伝子組換え動植物に関する審査基準の明確化

人為的に選抜又は改良された植物及びその繁殖材料（種子など）が特許権の保護対象となるためには、「一貫した形態的特徴と生物学的特性及び相対的に安定した遺伝形質」を備える必要があるという定義がされた。遺伝子組換え動植物も同様に、これらの要件を満たす場合に限り、特許権の保護対象となることが明確化された。

他方で、天然野生品種は科学的発見であって発明ではないため、特許権の保護対象ではないことが明確化された。

４．特許と実用新案の同時二重出願ルールの厳格化

中国では審査遅延の影響を緩和するための一時的な措置として、同一発明について特許と実用新案を同時に出願する「同時二重出願」が認められてきた。今回の改正では、同時二重出願を行う場合には願書にその旨を記載し、特許査定時には実用新案を放棄しなければならないことが改めて明確化された。

５．課題解決に貢献しない技術的特徴の進歩性評価指針の明確化

請求項に記載された発明特定事項のうち、課題解決に貢献しない技術的特徴は、通常は進歩性の判断に影響を与えないことが具体例[3]とともに明確化された。

解説記事によれば、これは「進歩性の判断には発明の正しい理解が必要である」ことを改めて強調するための改正である。発明の本質を把握するためには、請求項に記載された技術的解決方法を総合的に検討すべきであり、「特別な技術的特徴の数」や「請求項の保護範囲」と進歩性の有無を直接的に相関させることは避けるべきとされた。

---

[3] 例えば、カメラのシャッター制御に関する出願に進歩性の拒絶理由が通知された場合、筐体形状や表示画面の大きさを特定する補正を加えても、当該補正はシャッター制御にさらなる技術的効果をもたらすものではないから、拒絶理由は解消しないとされる。

６．再審査及び無効審判制度の整備

再審査・無効審判では、既審理由と同一だけでなく実質的同一の再申請も不受理とし、一事不再理の原則を厳格化した。さらに、他人名義で無効審判請求をするなどの虚偽代理や無効請求の濫用防止のため、実質的な意思が裏付けられていない申立ては受理されないことが明確化された。

また、無効審判における請求項の補正では「補正書の全文」と「補正対照表」の提出が義務付けられ、複数の補正書が提出された場合は最後の補正書が審査対象となるなど、透明かつ効率的な審査運用が強化された。

７．初歩審査（方式審査）に係る各種最適化

発明者が自然人でなければならないこと、願書にすべての発明者の身元情報を記載すること、代理人は出願人の身元情報と連絡方法を確認する必要があることが明確化された。

優先権を主張する原出願の分割出願において、優先権の主張がされていない場合、審査官は優先権を主張しないと分割出願には優先権が適用されない旨の通知を発行すべきことが明確化された[4]。

そのほか、費用返金規定や、審査順序（優先審査、早期審査、遅延審査）などの規定も整理され、明確化された。

今回の専利審査指南の改訂には、AI やビットストリーム、遺伝子組換え動植物などの新技術分野における審査基準の明確化に加え、課題解決に寄与しない技術的特徴の進歩性評価指針の明確化や、発明者情報の身元確認など、出願および審査手続きに影響を及ぼす可能性のある改訂も含まれている。そのため、今後の運用には注視が必要である。

（以上）

[4] 米国の特許審査でも同様に、分割出願において優先権が主張されない場合には通知が発行されている。日本と欧州の特許審査では制度が異なり、分割出願は原出願の優先日が保持されるため、分割出願での優先権の主張は不要である。